

さいたま市告示第898号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和7年5月27日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市桜区西堀一丁目443番1、443番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
さいたま市桜区西堀2-11-32
株式会社谷口工務店 代表取締役 谷口 良一
- 3 許可番号
令和7年5月7日
第 変 - S 2 0 2 4 0 5 0 号
- 4 検査済証番号
令和7年5月26日
第 完 - S 2 0 2 4 0 5 0 号